

山元町職員の懲戒処分等の公表

平成30年6月1日

山 元 町

処 分 理 由	<p>当該職員は、町長事務部局外の主幹であった平成23年度から平成27年度までの間、農家台帳システム保守業務、農家台帳管理システム賃貸借及び農家台帳管理システムハードウェア賃貸借に係る契約事務において、起工何から契約締結復命までの一連の事務手続きを経ずに公印を使用し、独断で契約書を取り交わすなど、職務として行うべき事務を怠り、不適切な事務処理を行った。</p> <p>更には、自らの人事異動に際し、これら関係する契約書類の一部を無断で庁舎外に持ち出し保管するなど、公務の運営に支障を生じさせた。</p> <p>当該職員の行為は、地方公務員法第29条第1項第1号（法令等に従う義務に違反した場合）、同法第29条第1項第2号（職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合）に抵触するものである。</p> <p>なお、当該職員は、町長事務部局主査の職にあった平成21年度、4年間にわたる文書の未決裁・未処理等職務怠慢により、平成21年12月25日付で戒告処分を受けていたにもかかわらず、再び同様の怠業行為を繰り返したことを踏まえ、今後を戒め、懲戒処分として停職1月間とするものである。</p>			
処分年月日	平成30年5月31日			
当 事 者			処 分 内 容	備 考
所属名	職 名	年 齢		
町長事務部局	主 幹	5 0	停職1月間	
関 係 職 員			処 分 内 容	備 考
所属名	職 名	年 齢		
町長事務部局外	課長級	5 8	訓 告	管理監督責任
町長事務部局外	課長級	5 0	訓 告	管理監督責任
町長事務部局	副参事	6 1	口頭注意	管理監督責任
町長事務部局外	副参事	6 2	口頭注意	管理監督責任